

議案第五号

秋田県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校授業料等減免規則（昭和二十八年秋田県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「授業料」を「授業料等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、授業料等の減免を受けている者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第四条の認定を受けたときは、同法の規定による就学支援金の支給が開始される月の前月までの間とする。

第五条第一項中「授業料」を「授業料等」に、「減免基準又は理由」を「減免の基準に該当する事由」に、「減免額の増額を受けようとする者」を「減免額の増額の許可を受けようとするもの」に改め、同条第三項中「授業料」を「授業料等」に、「減免の基準又は理由」を「減免の基準に該当する事由」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第四条（ただし書を加える部分を除く。）及び第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

平成二十六年三月十三日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）の施行に伴い、就学支援金の支給が決定した者の授業料等の減免の期間について、所要の規定の整

備を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

秋田県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）の施行に伴い、就学支援金の支給が決定した者の授業料等の減免の期間について、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 授業料等の減免を受けている者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第4条の規定による就学支援金の受給資格の認定を受けた場合における授業料等の減免の期間は、就学支援金の支給が開始される月の前月までの間とすることとする。（第4条関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成26年4月1日から施行することとする。ただし、2(2)は、公布の日から施行することとする。

新	旧
<p>(減免の期間)</p> <p>第四条 授業料等の減免の期間は、これを決定した月から当該年度の最終月までの間とする。ただし、授業料等の減免を受けている者が高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の認定を受けたときは、同法の規定による就学支援金の支給が開始される月の前月までの間とする。</p> <p>(減免額の変更又は取消)</p> <p>第五条 授業料等の減免を受けている者で、減免の基準に該当する事由に変更が生じ、減免額の増額の許可を受けようとするものは、第三条第一項に準じて申請の申請の手続をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、授業料等の減免を受けている者で、減免の基準に該当する事由に変更が生じ、減免額の一部又は全額を減額する必要があると認めるときは、直ちに相当額を減額することと決定し、その旨を当該減免を受けている者に通知しなければならない。</p>	<p>(減免の期間)</p> <p>第四条 授業料 減免の期間は、これを決定した月から当該年度の最終月までの間とする。</p> <p>(減免額の変更又は取消)</p> <p>第五条 授業料 の減免を受けている者で、減免基準又は理由 に変更が生じ減免額の増額を受けようとする者は、第三条第一項に準じて申請の手続をしなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 校長は、授業料 の減免を受けている者で、減免の基準又は理由 に変更が生じ、減免額の一部又は全額を減額する必要があると認めるときは、直ちに相当額を減額することと決定し、その旨を当該減免を受けている者に通知しなければならない。</p>